

栗東市地域防災計画修正及び業務継続計画策定等について

(平成30・31年度事業)

1 地域防災計画の見直し

- 本市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく法定計画であり、市長を会長とする本市防災会議が定める計画である。
- 現行計画は、平成26年3月に作成されているが、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年4月の熊本地震の教訓等を踏まえて、上位計画である国の防災基本計画が平成29年4月、滋賀県地域防災計画が平成30年3月に改定が行われており、これと整合を図る必要がある。

【今回の改定ポイント】

- 水防法等の一部改正（洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化）がされたことにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を抽出して明記する必要がある。
- 熊本地震において、幹線道路や緊急輸送道路が被災し救急救護活動等に支障が生じたこと、公共施設が被災し一部の施設が使用不能となったこと、大きな揺れが連続して発生し対応が混乱したこと等を踏まえ、あらゆる事態への対応力の充実・強化やインフラの多重性の確保等行政機能が停滞しないための対策を検討。
- 平成29年1月に改定された避難勧告等に関するガイドライン（避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方、要配慮者の避難の実効性を高める方法、躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築）を踏まえた避難勧告等の判断・伝達方法の見直し（高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、避難準備情報等の発令を「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難指示」→「避難指示（緊急）」へ変更）

2 業務継続計画

- 大規模災害が発生した際、行政は、災害対応業務や災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、平成23年3月に発生した東日本大震災では、庁舎・職員が被災した自治体で一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、業務の実施は困難を極めた。
- 現在、内閣府からは、大規模災害の発生により市役所機能が低下する中であっても、市民の生命・身体および財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、迅速な災害対応業務の開始、最低限の行政サービス維持、可能なかぎり早期の通常業務復旧を目的とした業務継続計画の策定が求められている。

3 国民保護計画の見直し

- 本市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定に基づく法定計画であり、市長を会長とする栗東市国民保護協議会が定める計画である。
- 現行計画は、平成19年3月（H22.8修正）に作成されているが、平成29年12月に国の国民の保護に関する基本方針が一部変更された。
- 本市地域防災計画の見直しに伴い、計画内容や組織名称等整合させるところもあるため、見直しが必要である。

【今回の改定ポイント】

- 本市地域防災計画の修正内容と合わせた必要な見直し。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による警報等の情報伝達体制の整備、警報内容の伝達を追加。

地域防災計画の修正及び業務継続計画の策定等のスケジュール（案）について

年度	項目	時期	内容
30	総合調整会議	平成 30 年 7 月	事業全体スケジュールについて
	庁内策定委員会の設置及び原案検討	平成 30 年 8 月	・事業推進体制について ・関係部課の協力依頼について
		平成 30 年 10 月	関係各課ワーキング ・業務継続計画の説明 ・優先度の高い通常業務の選定
		平成 30 年 11 月	関係各課ワーキング ・非常時優先業務の検討
		平成 30 年 12 月	業務継続計画（素案）の各課への照会、素案の決定
	議会説明	平成 30 年 7 月	事業全体スケジュールについて
		平成 30 年 9 月	事業概要説明
		平成 30 年 12 月	業務継続計画（素案）について
	総合調整会議	平成 31 年 1 月	業務継続計画（案）について
	栗東市防災会議 栗東市国民保護協議会	平成 31 年 1 月	業務継続計画（案）について 地域防災計画及び国民保護計画の修正 方針案、修正スケジュール案について
総合調整会議	平成 31 年 2 月	業務継続計画の決定	
議会報告	平成 31 年 3 月	業務継続計画の報告	
31	栗東市防災会議 栗東市国民保護協議会	平成 31 年 4 月 ～平成 32 年 2 月	地域防災計画の審議及び決定 国民保護計画の審議及び原案の決定
	庁内策定委員会での原案検討	平成 31 年 10 月	地域防災計画及び国民保護計画検討素案の関係機関、関係各課への意見照会を踏まえた原案検討
		平成 31 年 11 月	地域防災計画素案及び国民保護計画素案の決定
	議会説明	平成 31 年 12 月	地域防災計画素案及び国民保護計画素案について
	総合調整会議	平成 32 年 1 月	地域防災計画（案）及び国民保護計画（案）の決定
	滋賀県へ意見照会	平成 32 年 1 月	地域防災計画（案）及び国民保護計画（案）について
	パブリックコメントの実施	平成 32 年 1 月 ～2 月	地域防災計画（案）及び国民保護計画（案）について
	総合調整会議	平成 32 年 3 月	地域防災計画及び国民保護計画の決定について
議会報告	平成 32 年 3 月	地域防災計画及び国民保護計画の報告	
市民への周知	平成 32 年 4 月～	計画概要版の配布、ホームページへの掲載等	

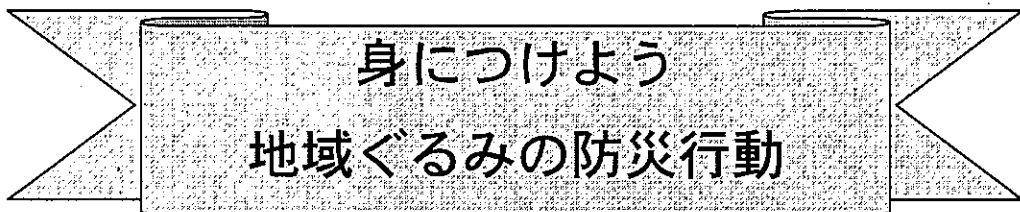
平成30年度

総合調整会議資料

平成30年7月3日

栗東市防災総合訓練

実施要綱（案）



<日時> 平成30年8月25日（土）

午前8：00～11：15

<場所> 治田西小学校区一帯

<主催> 栗東市防災会議

訓練実施概要

1 目 的

災害対策基本法及び栗東市地域防災計画に基づき、防災関係機関と地域住民が相互に連携し、各種の防災訓練を総合的に実施し、有事に際して即応できる体制を確立するとともに、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とする。

2 日 時

平成30年8月25日（土） 8時00分から11時15分

3 会 場

治田西小学校区一帯

4 主 催

栗東市防災会議

5 参加予定団体、機関等（順不同）

【治田西小学校区の住民の皆さん】

- ・下鉤甲自治会／下鉤乙自治会／下鉤糠田井自治会／湖南平自治会／北浦団地自治会／小柿一区自治会／小柿二区自治会／小柿三区自治会／日の出町自治会／中沢自治会／中沢グローバル自治会／中沢団地自治会

【協力団体】（予定）

- ・すまいる湖南
- ・栗東市社会福祉協議会
- ・栗東市赤十字奉仕団
- ・栗東市防災会（要調整）

【災害時応援協定締結団体】

- ・各種協力団体

【参加防災機関】

・ 栗東市消防団／湖南広域消防局中消防署／栗東市議会／栗東市

6 訓練組織

(1) 訓練本部

本部長 栗東市長

副本部長 副市長、教育長

総指揮者 危機管理監

本部員 議会事務局長／市民政策部政策監／総務部長／福祉部長／子ども・健康部長／
環境経済部長／建設部長／建設部技監／教育部長／中消防署長／栗東市消防団長

本部付 草津警察署長／栗東市社会福祉協議会長／危機管理課長

(2) 訓練調整本部

本部長 危機管理監

連絡調整 危機管理課長

本部付 栗東市消防団副団長／中消防署副署長／災害対策本部事務局員／情報班員／
治田西対策支部員

7 閉会式

① 主催者挨拶

② 来賓挨拶

はじめに

本年 6 月に大阪北部を中心に発生した地震は、震度 6 弱を記録し、当栗東市でも震度 4 を記録する内陸直下型地震でした。幸いなことに当市においては大きな被害もなく一安心でしたが、いつ、どこで何が起こっても対処できるようあらゆる備えの重要性を実感させられた災害であると同時に避難時の安全対策やインフラ整備など防災対策に現実的かつ多くの課題を提起しました。

このように地震災害を身近に経験したばかりですが、さらに現実として被害を受ける可能性が高い災害の一つに水害があります。過去 10 年間で全国の自治体の 9 割が水害を経験しているとの統計もあり、平成 25 年 9 月本市において発生した安養寺山土砂災害等は記憶に新しいところで、その後も毎年のように全国のどこかで大規模な土砂災害や水害が発生しています。

自然災害はいつ起こるか分かりません。災害がいつ起きても適切に対処できるように、より実践的な防災訓練が必要とされています。

防災訓練を行うことによって、市民の皆さん自らの自助、地域の方々で行う共助、市役所・消防・警察等が担う公助、それぞれが役割を果たし、かつ連携を図ることで地域の防災力を向上していかなければなりません。

今回の訓練では、琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震が発生し、南部地域で震度 7 を観測し、建物の倒壊、液状化の発生、ガス・水道・電気・電話等のライフライン施設、鉄道、道路、堤防の破損等があり、多数の死傷者が発生した。また折からの大雨で河川は増水しており、一部地域では氾濫が生じている。という想定のもと、市民の皆さんと各防災機関が連携しながら発災から 3 時間を想定した初動訓練（情報伝達、避難待避、安否確認、避難所の開設・受け入れが進むまでの訓練、倒壊した家屋からの救出救助・救護等の自主防災組織災害対応訓練、AED を活用した救急訓練）のほか、土砂災害防止活動（水防工法）、避難所運営訓練（HUG）、水害災害図上訓練（R-DIG）、応急炊飯訓練など市民の皆さんが主役で、なおかつ実践的で役に立つ学習体験型訓練を実施します。

防災訓練想定

平成 30 年 8 月 25 日（土）

午前 8 時 00 分琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震が発生した。南部地域で最大震度 7 を観測し、市内の震度は、おおむね震度 6 弱で市北部地域等では一部震度 6 強の非常に強い揺れを観測し、多数の家屋が倒壊や全半壊し、ガス、水道、電気、電話等のライフライン施設また鉄道、道路、橋梁等にも被害は及び、多数の死者・負傷者が発生するなどの甚大な被害に見舞われるとともに多数の住民が避難を余儀なくされた。

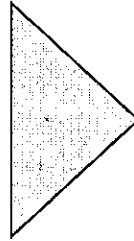
また折からの局所大雨による河川の増水により市内の一部河川に氾濫が生じ、土砂災害の危険性も高まってきた。

このような状況下、市では直ちに現地対策本部として災害対策支部を設置し、災害情報の収集、各関係機関と連携し、負傷者の救出救護、ライフラインの復旧等に努めるとともに市内各小学校に避難所を開設した。

訓練概要

◇訓練のねらい◇

- ・リスクや対応の「知識」を得る
- ・具体的な対応の行動を「体得」する
- ・様々な組織間で対応を「連携」する
- ・用語の共通化と価値基準を「標準化」する



- ・住民主導型避難体制の構築
- ・市民防災行動マニュアルへの反映
- ・関係機関等との連携強化
- ・市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上

訓練名（団体）	訓練内容
市災害対策本部運用訓練	・被害状況の把握 ・避難勧告等の伝達訓練
防災行動確認訓練	・地震／風水害等の災害が発生した場合、自治会（防災組織）が行う防災行動の確認訓練
シナリオレス訓練（地域）	・地域においてシナリオレス訓練
避難所開設準備訓練	・広域避難所開設に向けた準備訓練（受入まで） ・ペット同行避難者対策 ・機器取扱訓練（備品取扱・仮設トイレ設置）
協定事業者訓練	・災害時応援協定締結団体事業者による各訓練
避難所運営訓練	・避難所運営訓練（HUG）
水防訓練	・水防工法（土嚢工法／簡易土嚢工法）
水害図上訓練（R-DIG訓練）	・水害図上訓練（R-DIG）
自主防災組織災害対応訓練	・倒壊家屋からの救出救助訓練 ・応急救護所訓練
救急訓練（AED）	・AEDを使用した救急訓練
応急炊飯訓練／非常食配布訓練	・災害時救援用炊飯袋を使った応急炊飯訓練 ・非常食配布訓練
地震体験	・起震車による地震体験訓練
家具転倒防止講習	・家具転倒防止講習
一斉防災行動訓練	・地震緊急速報による一斉防災行動訓練
災害ボランティアセンター開設訓練	・災害ボランティアセンターの開設～運用の初動連携訓練
シナリオレス訓練（広域避難所）	・広域避難所におけるシナリオレス訓練
防災物品等展示	・災害応援協定事業者による防災物品等の展示

防災総合訓練スケジュール

訓練名		担当	訓練場所	8:00	8:30	9:45	10:00	10:30	10:45	11:00
土砂災害等対応訓練	防災行動確認訓練(土砂災害・水害対応)	消防署/消防団	各自治会		↑					
	水害図上訓練(R-DIG)	滋賀県	図書室(校舎2F)			↑				
	水防訓練	市/建設業組合	グラウンド			↑				
地震災害対応訓練	防災行動確認訓練(地震対応)	消防署/消防団	各自治会		↑					
	シナリオレス訓練(地域)	消防署/消防団/防災会	各自治会他		↑					
	避難誘導訓練(一時避難所から広域避難所)	消防署/消防団	各自治会		↑					
	広域避難所開設準備訓練/ペット同行避難者対策	市職員	教室1-2(校舎1F)		↑					
	広域避難所運営訓練(HUG)	市社会福祉協議会/防災会	体育館		↑					
	自主防災災害対応訓練(救出訓練・応急救護所訓練)	消防署	グラウンド		↑					
	救急訓練(AED)	消防署/消防団	2-3教室(校舎1F)		↑					
	応急救飯訓練	日赤奉仕団/消防団	家庭科室(校舎2F)		↑					
	地震体験	消防署	グラウンド		↑					
	家具転倒防止講習	すまいる湖南	2-3隣接教室(校舎1F)		↑					
	防災ボランティアセンター開設訓練	市社会福祉協議会	体育館 or グラウンド		↑					
	防災一斉行動訓練	全参加者	グラウンド		↑					
シナリオレス訓練(広域避難所)	消防署/消防団/防災会	グラウンド		↑						
救出救助訓練	消防署/消防団			↑						
防災ヘリ 要救助者救出(ピックアップ)	消防署/航空隊			↑						
協定事業所訓練				↑						
防災物品等展示	災害応援協定事業者	駐車場		↑						
閉会式	参加者全員	グラウンド		↑						

と き

8月25日(土)
午前8時00分～

自分の命は自分で守る —学習体験型防災総合訓練—

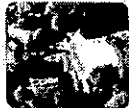
と ころ

治田西小学校

その時、あなたの力が必要です

R-DIG訓練

- ・地域の災害対応能力向上を目指します。
- ・災害時要援護者対策の検討を行います。



自主防災組織災害対応訓練

- ・倒壊家屋に取り残された負傷者等の救出、救助法について学びます。



救急訓練 (AED)

- ・AEDを活用した救命救急法について学びます。



水防訓練

- ・積み土嚢工法等、簡易土嚢を用いた水防工法について学びます。



家具転倒防止講習

- ・家具転倒による災害時の危険性を理解し、自分の命は自分で守るために何をすべきかを学ぶ。



避難所開設準備訓練

- ・夜間休日等を想定した、住民、学校関係者、市職員の協力による早期の避難所開設を目指す訓練です。



HUG訓練

- ・避難所運営の図上訓練を実施し、運営上の課題抽出や運営システムの検証を行ないます。



応急炊飯訓練

- ・災害時救援袋を使用した非常食をつくる訓練です。



地震体験訓練

- ・起震車による地震体験をします。

阪神淡路大震災、東日本大震災など大規模な災害が発生した場合、消防隊をはじめとする多くの防災機関では、その行動に大きな制約を受けます。

「消防隊が来ない」、そんな想定の中で、あなたは、自分の命を、家族の命を、そして隣近所の人々の命を守れますか。

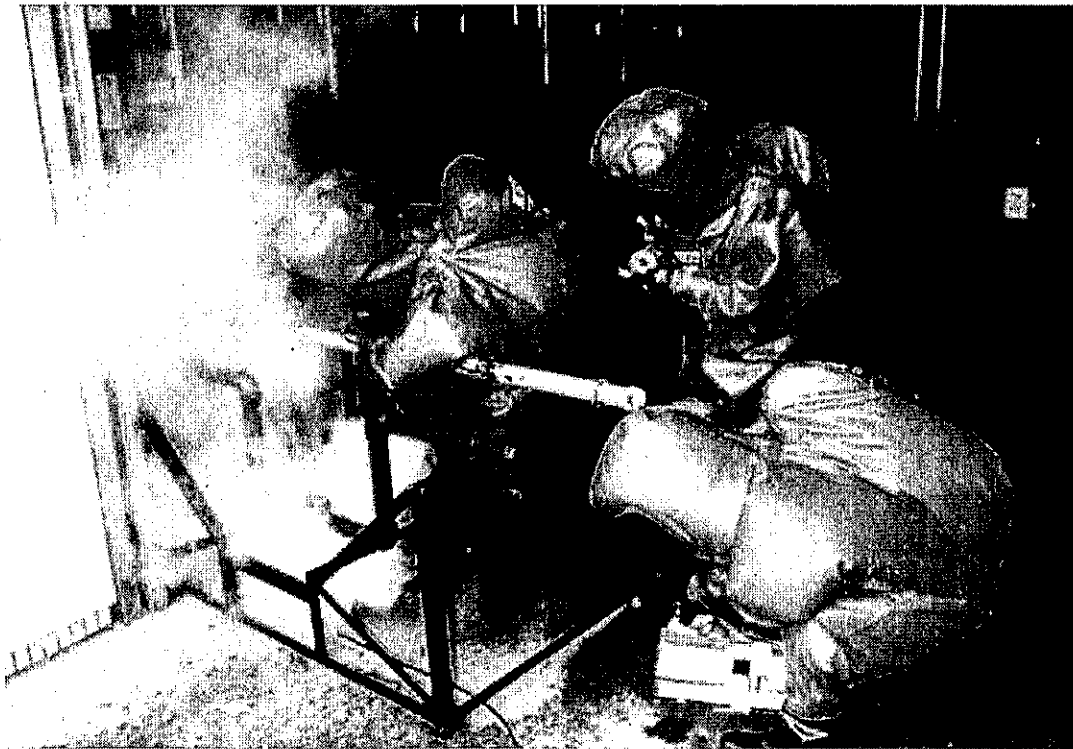
今回の訓練は、大規模な災害が発生した場合の行動を体得する「訓練」とともに、災害イメージを共有する図上訓練を行い、「想定し想定外に備える」能力の向上を目指します。

栗東市

平成30年度

栗東市国民保護訓練実施要綱

(案)



日 時 平成30年8月25日(土)
~7:15

場 所 栗東市役所

主 催 栗東市

平成30年度栗東市国民保護訓練実施概要

- 1 目的 弾道ミサイルの落下やテロなどによる有事の際に職員が迅速かつ的確に対応できるよう非常参集訓練と対策本部の立ち上げ訓練を行うことにより、初動体制の充実を図るとともに意識の高揚を図る。

なお、本訓練は国民保護計画の実効性を確認するために、栗東市防災総合訓練と共同して実施し、関係機関相互の連携を図る。

また、本訓練の実践性を向上するために、特殊標章を使用して実施する。

- 2 日時 平成30年8月25日(土) ～訓練終了 7時15分

- 3 場所 栗東市役所

- 4 訓練対象
- ・栗東市地域防災計画(震災時緊急体制)に基づく、災害対策本部員及び事務局員のうち、課長補佐級以上の管理職
 - ・課長補佐級以上の管理職
- 「ただし、当日、業務等のある一部の職場及び病気、怪我等の事由により参加できない職員は訓練対象外とする。」

- 5 訓練想定 武装集団による爆破テロ事案が滋賀県内で発生し、栗東市内において武力攻撃災害発生が高いことが予測されることから、市民の安全の確保と初動体制の確保を図るため、緊急事態連絡本部体制を発令する。

- 6 訓練項目 ◎【職員非常参集訓練】

栗東市国民保護対策本部の設置に準じ、本部員、本部事務局員は参集する。

また、管理職職員は、非常時にはいち早く勤務場所に参集し、業務の中心的活動をしなければならないことと、危機意識の確認を促すため、課長補佐級以上の職員を参集該当とする。

なお、今年度の訓練については、国民保護事案、大規模災害発生時自家用車等が使用できない場合の通勤時間把握の為、職員については、市役所午前6時50分に参集完了できる時間に訓練を各自開始することとする。

～6:50	参集した職員から自宅出発時間、到着時間を報告する。 《報告を終えた者から危機管理センター3階大研修室へ移動》
7:00	参集人員報告(各部長)
7:10	市長訓示
7:15	訓練終了

服装は、ヘルメット、作業服、長靴とします。

参集した職員は、氏名、参集手段、到着時間を報告するとともに、別途「栗東市職員参集報告書」に必要事項を記入し提出すること。(危機管理センター1階ロビーで受け付け、3階大研修室に集合)

◎【情報伝達訓練】

- ・訓練当日、午前6時00分に災害メールの配信を行う。メールを受信した職員は、危機管理センターに参集し、受付を行うこと。
- ・危機管理センターまでの登庁行程において、市内の被害状況を確認し、別途に用意する「栗東市職員参集報告書」に想定被害を記入し提出すること。
- ・参集に際しては、先ず、家族の安否確認及び自宅の損壊及び安全確認をおこない、安全を確保した上で危機管理センターへ参集下さい。

◎【本部立ち上げ訓練】

非常参集訓練に合わせ、市緊急事態連絡本部の立ち上げを行い、その後、国から栗東市に対策本部設置の通知があったことを想定して国民保護対策本部の立ち上げ訓練を実施する。

◎【避難措置の指示】

当国民保護訓練は、市防災総合訓練と共同で実施するものであり、湖南広域消防局中消防署及び消防団との連携により、情報の収集、伝達及び指示を実施する。

7 参加人員 名

8 終了式 ① 参集人員報告
② 訓示
③ 解散

※引き続き平成30年度栗東市防災総合訓練を8:00発災で実施しますので、終了後に、治田西小学校訓練会場へ移動願います。移動方法は徒歩又は自転車をお願いします。

なお、今年の会場には駐車場が少ないため自動車で行かれる場合は、乗り合わせでお願いします。



導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 市の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成13(2001)年10月1日、県内8番目の市として誕生した。県南部に位置し、北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。また、国道1号・8号の分岐点となっており、名神高速道路栗東インターチェンジを有するなど、交通の要衝として栄えてきた。

平成3(1991)年には、JR琵琶湖線栗東駅が開業し、京阪神への通勤圏として大規模な住宅開発が進み、今日においてもなお人口増加が続いている。一方、今後における人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、当面は増加するものの、平成57(2045)年にピークを迎え、その後、緩やかに減少する見込みとなっている。

産業においては、製造業・商業・流通業など、特定業種に偏らない企業立地となっている。中でも、製造業は、付加価値額や従業員数において、他業種と比べ占める割合が大きい現状となっている。特に、食料品製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業などが目立った実績を残しており、それらの立地に合わせ、運輸、倉庫、卸売・小売業などの業種が加わり、不況の影響を受けにくい厚みのある産業構造を形成している。

こうしたことから、平成28(2016)年3月に策定した栗東市人口ビジョン・総合戦略において、人口維持を目標に掲げ、さまざまな分野で諸施策を講じているが、その目標を確実に実現していくために地域経済の活性化は急務かつ必須である。その有効策として、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の導入促進を図る。

(2) 目標

先端設備等を導入する中小企業者数を過去3年間(平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)の税実績から年平均119件と推計し、その10%増の「年平均130件以上」とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(国の導入促進指針で定める算定式で算出)が年平均3%以上(3年計画の場合は最終年で9%以上、4年計画の場合は最終年で12%以上、5年計画の場合は最終年で15%以上)向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

(1) 本計画対象となる先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業、運輸業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類については、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定める先端設備等のすべて（機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア。中古資産を含む。）とする。

(2) 固定資産税の特例対象となる先端設備等の種類

先端設備等導入計画に基づき固定資産税の特例が受けられる設備は、地方税法施行令等で定める生産効率、エネルギー効率、精度その他生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の要件を満たしている設備とし、先端設備等導入計画認定後平成33年3月31日までの間に先端設備等導入計画に基づき取得した設備とする。

ア 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されるものである。

ただし、ソフトウェアは除く。

イ 中古資産でない。

ウ 次の内容に合致するものである。

【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】

- ① 機械装置（160万円以上／10年以内）
- ② 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）（30万円以上／5年以内）
- ③ 器具及び備品（30万円以上／6年以内）
- ④ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）（60万円以上／14年以内）

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、国道1号・8号や名神高速道路栗東インターチェンジをはじめとした基幹道路周辺、JR栗東駅・手原駅周辺など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業、運輸業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業

で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

(3) 先端設備等導入計画の認定対象となる中小企業者
中小企業等経営強化法第2条第1項に定められている以下の中小企業者すべてとする。

【業種分類（資本金の額または出資の総額／常時使用する従業員の数）】

- ① 製造業その他（3億円以下／300人以下）
- ② 卸売業（1億円以下／100人以下）
- ③ 小売業（5千万円以下／50人以下）
- ④ サービス業（5千万円以下／100人以下）

〈政令指定業種〉

- ① ゴム製品製造業（※）（3億円以下／900人以下）
- ② ソフトウェア業または情報処理サービス業（3億円以下／300人以下）
- ③ 旅館業（5千万円以下／200人以下）

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

(4) 固定資産税の特例対象となる中小企業者

固定資産税の特例が受けられるのは、資本金額1億円以下の法人または従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者（大企業の子会社を除く）とする。

(5) 先端設備等導入計画受理要件等

- ① 先端設備等導入計画は、国の導入促進指針および本市の導入促進基本計画に適合しており、先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれ、認定経営革新等支援機関において事前確認を行ったものであること。
- ② 認定申請に際しては、「工業会の生産性向上要件証明書」及び「先端設備等導入にかかる誓約書」を原則添付するものとする。
- ③ 計画受理後、認定するまでの期間は、原則30日間とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入促進に際して、中小企業者は、次の事項に配慮するものとする。

- ① 人員削減を目的とした先端設備等導入計画でないこと。
- ② 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画でないこと。
- ③ 本市が行う導入促進基本計画の進捗管理を目的とした調査に協力すること。